

第12回 LCV「諏訪圏情報BOX」

- **放送日** 令和7年12月16日(火)、12月23日(火)
- **テーマ** 元気づくり支援金を活用した地域づくり
- **出演者** 諏訪地域振興局 企画振興課 曾根川 梓

○ シナリオ

(Q1) 元気づくり支援金事業について簡単に教えてください。

(A1) 地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対し、支援金を交付することにより、市町村や団体が工夫しながら住民とともに自主的、主体的に取り組む事業を応援しています。来年度も引き続き、実施する予定です。

(Q2) 支援金を受けられる対象者はどういった方なのでしょう。

(A2) 県内に拠点を持ち、公共的活動や地域づくり活動を行うNPO・協議会などの団体、市町村、広域連合、一部事務組合となります。団体に関しては、法人格は問わず、任意団体でも対象となります。

(Q3) 令和7年度はどのような事業を実施されているのでしょうか。

(A3) 令和7年度は32事業を採択しており、事業分野で見ますと、「教育・文化の振興」や「産業振興」に関連した事業が多く、地域の住民を巻き込んだワークショップやイベント開催などの事業が実施されています。

(Q4) 来年度の元気づくり支援金事業について、今後のスケジュールを教えてください。

(A4) 今月、来年度事業の説明会を実施します。その後、申請の受付が始まりますが、例年ですと、応募期間は1月中となっております。詳細については説明会でお伝えさせていただければと思いますが、当日ご参加が難しいという方にも、説明会資料はいつでもお渡しできますので、支援金の活用を希望される方は、お気軽に諏訪地域振興局企画振興課までお問合せください。

(Q5) 事業の流れはどうなるのでしょうか。

(A5) 団体の拠点がある市町村に計画書をご提出いただいた後、2月から3月にかけて事業内容についてお聞きします。4月までに有識者による選定会議を行い、採択事業が決定されます。その後、内示を行います。内示は仮決定の段階ですので、内示を受け取った団体等は改めて交付申請書などの書類を一式ご提出していただき、5月末から6月上旬にかけて、こちらから交付決定通知をお送りします。その後、計画に沿って事業を実施いただくという流れとなります。

(Q6) 来年度以降でこれまでと変更になることはありますか。

(A6) 元気づくり支援金を取り巻く環境を踏まえてあり方の再検討がされた結果、令和7年度の事業から一部制度が改正され、支援金の対象となる事業等が見直されました。具体的には、単一の市町村や単一の団体ではなく、地域を越えた広域連携をしている団体等が実施する事業や、持続可能な地域づくりに向け、資金計画や将来的な計画が明確であり、具体的な成果目標が設定されている事業が対象になります。ただし、こちらにつきましては、令和7年度事業から2年間の緩和措置を設けており、新基準に合致しない事業では令和8年度事業が申請できないということではありません。詳しくは説明会にご参加いただくか、諏訪地域振興局企画振興課までご相談いただきますようお願いいたします。

(Q7) 最後に、ラジオを聞いている皆さんにお伝えすることはありますか。

(A7) 元気づくり支援金につきましては、例年、非常にたくさんの団体様に申請いただいております。様々な分野で数多くの事業を実施していただいております。その結果、地域をより元気にしていきたいという気運も高まっているように感じます。元気づくり支援金を使って住民が主体となって取り組めるような素敵なアイデアがございましたら、ぜひ我々に共有してください。微力ながら、お手伝いできれ

ばと思っています。

(終) 曾根川さん、本日はありがとうございました。